

児童福祉法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて

児童福祉法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定める。

児童福祉法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに特定子ども・子育て支援施設等に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに特定子ども・子育て支援施設等に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第 2 7 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号（ <u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第 2 8 条第 2 項において準用する認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号</u> ）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第 2 7 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第15条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (虐待の通告等) 第25条 家庭的保育事業者等及びその職員は、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他の虐待を受けたと思われる利用乳幼児を発見したときは、速やかに市長に通告し、当該利用乳幼児の状況の把握及び保護を図るための適切な措置を講じるため、必要な協力をしなければならない。 2 (略) (職員) 第29条 (略) 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する埼玉県その他の機関が行う研修を含む。次項第37条及び第53条において同じ。）を修了した保育士（<u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）をいう。以下この項において同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u> (1)・(2) (略) 3 (略) (職員) 第35条 小規模保育事業所A型には、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 2・3 (略) (職員) 第37条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。）</u>その他保育に従事する者で市長が行う研修を修了したもの（<u>次条において「保育従事者」という。</u>）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 (準用) 第38条 第29条第1項ただし書、第30条から第32条まで、第34条並びに第35条第2項及び第3項の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第30条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第32条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第38条において準用する次条及び第32条において「小規模保育	(虐待等の禁止) 第15条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (虐待の通告等) 第25条 家庭的保育事業者等及びその職員は、法第33条の10各号に掲げる行為その他の虐待を受けたと思われる利用乳幼児を発見したときは、速やかに市長に通告し、当該利用乳幼児の状況の把握及び保護を図るための適切な措置を講じるため、必要な協力をしなければならない。 2 (略) (職員) 第29条 (略) 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する埼玉県その他の機関が行う研修を含む。次項及び第37条において同じ。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)・(2) (略) 3 (略) (職員) 第35条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 2・3 (略) (職員) 第37条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する者で市長が行う研修を修了したもの（以下「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 (準用) 第38条 第29条第1項ただし書、第30条から第32条まで、第34条並びに第35条第2項及び第3項の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第30条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第32条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第38条において準用する次条及び第32条において「小規模保育

事業者B型」という。）」と、第31条及び第32条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者B型」と、第34条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模保育事業B型」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、第35条第2項中「保育士」とあるのは「保育従事者」と、「数以上とする。」とあるのは「数以上とする。この場合において、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。）の数、保育従事者の総数の2分の1以上でなければならない。」と、同条第3項中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

（職員）

第50条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

（準用）

第52条 第29条第1項ただし書、第30条から第32条まで並びに第35条第2項及び第3項の規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第30条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第32条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第52条において準用する次条及び第32条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第31条及び第32条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と、第35条第2項中「保育士」とあるのは「保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。以下この項において同じ。）」と、「合計数に1を加えた数以上とする。」とあるのは「合計数以上とする。ただし、当該合計数が1人の場合の保育士の数は、2人以上とする。」と、同条第3項中「小規模保育事業所A型」とあるのは「保育所型事業所内保育事業所」とする。

（職員）

第53条 小規模型事業所内保育事業（事業所内保育事業のうち利用定員が19人以下のものをいう。次条において同じ。）を行う事業所（次条において「小規模型事業所内保育事業所」をいう。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。）その他保育に従事する者で市長が行う研修を修了したもの（次条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

（準用）

第54条 第29条第1項ただし書、第30条から第32条まで、第34条並びに第35条第2項及

事業者B型」という。）」と、第31条及び第32条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者B型」と、第34条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模保育事業B型」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、第35条第2項中「保育士」とあるのは「保育従事者」と、「数以上とする。」とあるのは「数以上とする。この場合において、保育士の数は、保育従事者の総数の2分の1以上でなければならない。」と、同条第3項中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

（職員）

第50条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

（準用）

第52条 第29条第1項ただし書、第30条から第32条まで並びに第35条第2項及び第3項の規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第30条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第32条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第52条において準用する次条及び第32条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第31条及び第32条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と、第35条第2項中「合計数に1を加えた数以上とする。」とあるのは「合計数以上とする。ただし、当該合計数が1人の場合の保育士の数は、2人以上とする。」と、同条第3項中「小規模保育事業所A型」とあるのは「保育所型事業所内保育事業所」とする。

（職員）

第53条 小規模型事業所内保育事業（事業所内保育事業のうち利用定員が19人以下のものをいう。次条において同じ。）を行う事業所（次条において「小規模型事業所内保育事業所」をいう。）には、保育従事者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

（準用）

第54条 第29条第1項ただし書、第30条から第32条まで、第34条並びに第35条第2項及

び第3項の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第30条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第32条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第54条において準用する次条及び第32条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第31条及び第32条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第34条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、第35条第2項中「保育士」とあるのは「保育従事者」と、「数以上とする。」とあるのは「数以上とする。この場合において、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。）」の数は、保育従事者の総数の2分の1以上でなければならない。」と、同条第3項中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」とする。

び第3項の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第30条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第32条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第54条において準用する次条及び第32条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第31条及び第32条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第34条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、第35条第2項中「保育士」とあるのは「保育従事者」と、「数以上とする。」とあるのは「数以上とする。この場合において、保育士の数は、保育従事者の総数の2分の1以上でなければならない。」と、同条第3項中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」とする。

（和光市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 和光市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（放課後児童支援員及び補助員） 第11条（略） 2 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士（<u>法第18の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所</u>にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る<u>法第18条の29に規定する地域限定保育士をいう。</u>）の資格を有する者 (2)～(10)（略） 3～5（略）	（放課後児童支援員及び補助員） 第11条（略） 2 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者 (2)～(10)（略） 3～5（略）

(虐待等の禁止) 第 13 条 職員は、利用者に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第 13 条 職員は、利用者に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
---	--

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 19 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。